

商標法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
○商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第六条関係）		別表（第六条関係）	
第一類（略）	第二類	第一類（略）	第二類
	一～七（略） ハ カナダバルサム コパール サンダラック セラック ダンマール 媒染剤 腐蝕防 止剤 防錆グリース 防錆剤 マスチック 松脂 木材保存剤		一～七（略） ハ カナダバルサム コパール サンダラック セラック 松根油 ダンマール 媒染剤 腐蝕防止剤 防錆グリース 防錆剤 マス チック 松脂 木材保存剤
第三類・第四類（略）		第三類・第四類（略）	
第五類	一 薬剤 （一）（九）（略） （十） 外用薬剤 化のう性疾患用剤 寄生性皮膚疾患用剤 殺菌消毒剤 収れん剤 消炎剤 鎮痛剤 鎮痒剤 てんか粉 日本薬局方の薬用せ っけん 皮膚軟化剤 毛髪用剤 薬用ベビ ーオイル 薬用ベビーパウダー （十一）（三十）（略） （略） 二（略） 三 医療用試験紙 医療用油紙 衛生マスク 栄養補助用飼料添加物 おむつ おむつかバ ー オブラート ガーゼ カプセル 眼帯	第五類	一 薬剤 （一）（九）（略） （十） 外用薬剤 化のう性疾患用剤 寄生性皮膚疾患用剤 殺菌消毒剤 収れん剤 消炎剤 鎮痛剤 鎮痒剤 てんか粉 日本薬局方の薬用せ っけん 皮膚軟化剤 毛髪用剤 薬用ベビ ーオイル 薬用ベビーパウダー 浴剤 （十一）（三十）（略） （略） 二（略） 三 医療用試験紙 医療用油紙 衛生マスク 栄養補助用飼料添加物 おむつ おむつかバ ー オブラート ガーゼ カプセル 眼帯

第十二類	第十一類 (略)	第十類	第八類・第九類 (略)	第七類	第六類 (略)	サプリメント 耳帯 食餌療法用飲料又は食品 人工受精用精液 生理帯 生理用タンポン 生理用ナプキン 生理用パンティ 脱脂綿 乳幼児用飲料又は食品 乳幼児用粉乳 はえ取り紙 ばんそうこう 包帯 包帯液 防虫紙 胸当てパッド 綿棒
第十二類	第十一類 (略)	第十類	第八類・第九類 (略)	第七類	第六類 (略)	サプリメント 耳帯 食餌療法用飲料又は食品 人工受精用精液 生理帯 生理用タンポン 生理用ナプキン 生理用パンティ 脱脂綿 乳幼児用飲料又は食品 乳幼児用粉乳 はえ取り紙 ばんそうこう 包帯 包帯液 防虫紙 胸当てパッド 綿棒

第十二類	第十一類 (略)	第十類	第八類・第九類 (略)	第七類	第六類 (略)	サプリメント 耳帯 食餌療法用飲料又は食品 人工受精用精液 生理帯 生理用タンポン 生理用ナプキン 生理用パンティ 脱脂綿 乳幼児用飲料又は食品 乳幼児用粉乳 はえ取り紙 ばんそうこう 包帯 包帯液 防虫紙 胸当てパッド
第十二類	第十一類 (略)	第十類	第八類・第九類 (略)	第七類	第六類 (略)	サプリメント 耳帯 食餌療法用飲料又は食品 人工受精用精液 生理帯 生理用タンポン 生理用ナプキン 生理用パンティ 脱脂綿 乳幼児用飲料又は食品 乳幼児用粉乳 はえ取り紙 ばんそうこう 包帯 包帯液 防虫紙 胸当てパッド

備考 (略)	第十三類～第四十五類 (略)	ル フレーム ペダル 前ホーク リム 六 自転車並びにその部品及び附属品 (一) (略) (二) 自転車の部品及び附属品 ギヤクランク 空気ポンプ 警音器 サ ドル スタンド スポーク タイヤ チェ ーン チェーンケース チューブ 泥よけ 荷かご 握り 荷台 ハブ ハンドル フ リーホイール フレーム ペダル 前ホーク リム 七・八 (略) 九 牽引車 十～十三 (略)
	第十三類～第四十五類 (略)	リーホイール フレーム ペダル 前ホーク リム 六 自転車並びにその部品及び附属品 (一) (略) (二) 自転車の部品及び附属品 ギヤクランク 空気ポンプ 警音器 サ ドル 軸身 スタンド スポーク タイヤ チェーン チェーンケース チューブ 泥よけ 荷かご 握り 荷台 ハブ ハン ドル フリーホイール フレーム ペダル 前ホーク リム 七・八 (略) 九 カルダンパー カープツシャー カープラ ー 牽引車 十～十三 (略)